

平成21年度地域団塊世代雇用支援事業

高 年 齢 者

雇 用 促 進

の た め の

求職活動支援書

作成の手引き

石川県中小企業団体中央会

はじめに

少子高齢化が進展した我が国における労働力人口は年々高齢化・減少の一途をたどっています。特に平成19年度以降は「団塊世代」の一斉退職を迎え、これまで日本を支えてきた大きな労働力の減少が、企業や地域経済にとって深刻な問題となっています。それに先立ち、平成16年6月に高年齢者の雇用の安定等に係る法律が改正され、さらに平成18年度からは65歳までの段階的な定年年齢の引き上げ等が本格的に義務化されました。

本会におきましても、平成20年度より厚生労働省の委託を受け、石川労働局・公共職業安定所および関係機関との連携の下、働く意欲と能力を有する団塊世代の高年齢者等に対する再就職支援事業を実施してきました。

この「求職活動支援書（ジョブ・カード）作成の手引き」は高年齢者等の再就職支援の一環として、高年齢者等が離職する際に事業主が作成・交付する「求職活動支援書」の作成方法をまとめたものです。

「求職活動支援書」に対する企業及び労働者の理解を深め、また、その作成の支援、内容の充実を図ることを目的としています。

「求職活動支援書」を作成する際には是非ご一読の上、ご活用ください。

目次

1. 求職活動支援書とは？	2ページ
2. 求職活動支援書には何を書く？	2ページ
3. 求職活動支援書作成の流れ	3ページ
4. ジョブ・カードの活用	4ページ
5. ジョブ・カード作成のポイント	5ページ
6. ジョブ・カードを作成するために	6ページ
7. ジョブ・カードの様式	7ページ
8. 高年齢者の再就職を支援するために	14ページ

1 求職活動支援書とは？

求職活動支援書とは、平成18年度より施行された『改正高年齢者雇用安定法』により、**離職予定の高年齢者等（※1）が希望する場合に、事業主が作成・交付しなければならない書面**のことです。その目的は、求職活動支援書を通じて事業主が離職予定者に対して行う再就職支援措置の具体的な内容を示すとともに、離職予定者の職歴や職業能力等を整理することで、**離職予定者の早期かつ円滑な再就職を実現すること**です。

法律では、本人が希望する場合のみ事業主に作成・交付義務が生じますが、働く意欲のある高年齢者等の就労意思を尊重するためにも、また、労働力の有効活用という社会的側面からも、**離職予定者が発生した場合は速やかに求職活動支援書を作成し、対象者に交付することが必要**です。

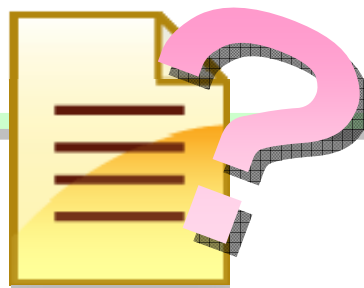
（※1）離職予定の高年齢者等とは

「事業主の都合による解雇等」または「継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準に該当しなかったこと」により離職することが予定されている高年齢者等（45歳から65歳未満）をいいます。

2 求職活動支援書には何を書く？

求職活動支援書に記載しなければならない項目としては次のものがあります。

- ①高年齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- ②高年齢離職予定者が離職することとなる日
（離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期）
- ③高年齢離職予定者の職務の経歴
（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項を含む）
- ④高年齢離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習
- ⑤高年齢離職予定者が有する技能、知識その他職業能力に関する事項
- ⑥職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項その他の再就職に資する事項
- ⑦事業主が講ずる再就職援助の措置



3

求職活動支援書作成の流れ

① 離職予定者の発生



高年齢離職予定者とは、次の事由等により離職することが予定されている高年齢者等のことをいいます。

- ① 事業主都合による解雇や勧奨退職
- ② 継続雇用制度の対象者に係る基準に該当しないことによる離職（対象者の基準を設けた場合）

② 労働組合等からの意見聴取

事業主は、高年齢離職予定者に講じようとする再就職援助の措置の内容等について労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表するもの）から意見を聞いてください。

③ 求職活動支援書作成対象者の把握

事業主は、高年齢離職予定者の離職が決定したときに、速やかに求職活動支援書の作成・交付についての希望の有無を把握してください。



④ 離職予定者本人から具体的な希望などの聴取

事業主は、高年齢離職予定者本人の再就職及び在職中の求職活動に関する希望を十分に聞いてください。

また、求職活動支援書に記載すべき『職務の経歴』等については、離職予定者本人へのヒアリングのもと作成することも可能です。離職予定者との誤認などを避けるためにも離職予定者本人と確認を取りながら作成することが望めます。



⑤ 離職予定者本人に対する求職活動支援書の交付



求職活動支援書を作成した場合は、速やかに高年齢離職予定者に交付してください。



⑥ 離職予定者に対する再就職援助措置の実施

事業主は、離職予定者に対し求職活動支援書の「事業主が行う再就職支援措置」に記載された内容の支援を実施してください。

その際、再就職の援助に関する業務を担当する「再就職援助担当者」を選任し、労働組合等の意見を聴いてその業務を行うことが必要です。

4 ジョブ・カードの活用

求職活動支援書は、次ページ以降に掲載されている「ジョブ・カード」で作成してください。

中高年者の職業キャリアが長い方や、そうした方を採用しようとする企業にとって、より実用的な様式として活用できるよう、新たに「職業キャリアが長い方向けのジョブカード」が設けられ、それを求職活動支援書として活用することが可能となりました。

特に、離職予定の高年齢者の方などが求職活動を行うにあたっては、キャリアの棚卸しをすることが効率的かつ効果的ですので、このジョブ・カードを求職活動支援書として積極的にご活用ください。

このジョブ・カードを求職活動支援書の様式として活用する場合には、事業主が記載するほか、高年齢離職予定者本人が記載し、事業主が確認することもできます。

★長期職業キャリア・ジョブカードの様式は以下のページで入手可能です。

・ 当会ホームページ

<http://www.icnet.or.jp/>

・ 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html

○職業キャリアが長い方向けのジョブ・カードについて

企業等で長く働いた経験があり、職務を通じたアピールポイントを多く持たれている方向けにその多様な職務経歴を記載できる「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」が新たに策定されました。

この新しいジョブ・カード様式は、

■ 求職活動をする際の履歴書や職務経歴書

■ 更に能力を高めるためのキャリア支援ツール

としての活用が可能です。

また、高年齢者等の雇用の安定に関する法律（高年齢者雇用安定法）に基づく「求職活動支援書」としての活用も可能です。必要事項を記載の上、事業主から職務経歴、学習歴、訓練歴、免許・資格取得についての確認（記載）と「事業主が行う再就職支援措置」の記載を受けた上で、最寄のハローワークへ行くと、記載内容を踏まえたきめ細かなサポートが受けられます。

5 ジョブ・カード作成のポイント

●様式1(総括表1、2)

離職予定者の職務経歴、学習歴・訓練歴、資格・免許、社会体験活動（ボランティア・サークル活動など）、パソコン活用度合い、志望動機、趣味・自己アピール、労働条件等についての希望について、以降の各様式に記載したものの概要を簡潔に記載します。

- ・職種や条件、志望動機、自己アピールなど本人が記載すべき事項について、できるだけ詳しく記載してもらえるようにしてください。

●様式2(職務経歴)

離職者の職務経歴について、職務の内容や職務の中で学んだ知識・技能などを詳しく記載します。

- ・職務の経歴については、入社以降の職歴を列挙するとともに、離職予定者の職業能力を示すことに有用で、求職活動の参考になるよう、主要な職歴をピックアップし、主な業務内容や実績を記入してください。
- ・記入については、直近の職歴から順に遡って記入する方法（様式2-1）や職務別にまとめて記載する方法（様式2-2）などがあります。
- ・個々の職務の経歴については、在職した部署名のみを記入するのではなく、その部署で離職予定者が担当した業務内容及び実績等をできる限り具体的に記述してください。
- ・様式2①の「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能」や様式2②「実績・アピールポイント」についてはできるだけ詳しく記載してもらえるようにしてください。

●様式3(学習・訓練歴)

離職予定者の学歴や企業内外の訓練歴・講座等の受講歴について詳しく記載します。

- ・講習等については、講座等の終了履歴についても記入してください。

●様式4(免許・取得資格)

離職予定者の保有する免許や取得した資格について詳しく記載します。

- ・免許、資格等のほか、扱うことのできる機器など特筆すべき職業能力を示す事項がある場合は記入してください。

●様式5(キャリア・シート)

離職予定者の希望や事業主が行う再就職援助措置について記入します。

- ・「就業に関する目標・希望」については、できるだけ詳しく記載してもらえるようにしてください。
- ・「事業主が行う再就職援助措置」については離職予定者の希望を踏まえながら事業主が実施・援助・提供できる措置の具体的な内容や時期・期間をできる限り具体的に記述してください。

作成の留意点



- 離職予定者の再就職に不利になる情報の記載は避けましょう。
(例) 解雇事由 など

6 ジョブ・カードを作成するために…

従業員のキャリアの記録・管理が必要

求職活動支援書（ジョブ・カード）に記載すべき内容として「高年齢離職予定者の職務の経歴」が定められています。

長きにわたって企業に従事してきた高年齢者の業務や実績を入社まで遡って記載することはたやすいことではなく、これまでの記録を管理していない場合はそのほとんどを対象者個人や人事担当者の記憶に頼ることになります。結果として、職務の内容に漏れがあったり、実績に合わない記載があったりと、誤ってその人を判断してしまう材料になりかねません。

そのため、**現在、個人の職務経歴・業績などを記録・管理していない場合は早急に全従業員を対象に個人のキャリアを管理する必要があります。**

企業としての援助措置の検討・充実

求職活動支援書には「事業主が行う再就職援助措置」を記載するように定められています。

再就職援助措置には様々なものがありますが、労働組合等から聴取した意見も踏まえ、事業主としてどういった支援ができるのかをあらかじめ検討する必要があります。

再就職援助措置の例としては以下のものが考えられます。

①再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講斡旋

（例）職務経歴書の書き方等の再就職活動に関するセミナーの実施
ハローワーク等就職支援機関が開催するセミナーの受講斡旋・情報提供

②カウンセリング等の実施・斡旋

（例）キャリアカウンセラーなどによるカウンセリング等の実施
ハローワーク等就職支援機関が実施するカウンセリング相談会への参加の斡旋
・情報提供
再就職相談室の設置

③教育訓練等の実施・受講斡旋

（例）自社で行っている研修等の教育訓練の受講斡旋
ハローワーク等が実施する職業訓練への参加の斡旋・情報の提供
民間企業が実施している教育訓練の受講、資格試験の受験等の斡旋

④求職活動のための休暇の付与

（例）求職活動を行っている期間に対する有給休暇の付与

⑤求職活動に関する経済的な支援

（例）セミナー、教育訓練の受講等に関する費用の負担
セミナー、教育訓練の受講等のための休暇に対する賃金の支給

⑥再就職支援会社への委託

（例）民間の再就職支援会社への委託

⑦関連企業等への再就職の斡旋

（例）関連企業等への再就職の斡旋
取引先への再就職の斡旋

⑧その他

（例）求人の開拓、求人情報の収集・提供
事業主間で連携した再就職の支援体制の整備

7

ジョブ・カードの様式

様式1

ジョブ・カード〔総括表〕

ふりがな	すいしん いちろう	E-mail アドレス	aaabbb @ icnet. or. jp
氏名	推進 一郎 印	HP・ブログアドレス	http://aaabbb. icnet. or. jp
昭和/平成	27 年 7 月	30 日生 (56 歳)	(男)・女
ふりがな	いしかわけんかなざわしくらつき		
	〒 921 - 8203		
現住所	石川県金沢市鞍月2-20		
	(電話) 076 - 267 - 1111		
ふりがな	〒 -		
連絡先	同上		
	(電話) - -		

サンプルで黄色に塗られた部分をご記入ください。

写真添付

(上半身脱帽正面
背景なし・最近3
か月以内撮影)

職務経歴

年月	就業先・職務概要等	特記事項
昭和50年4月～53年3月	株式会社石川商事 経理 (正社員)	
昭和53年4月～平成20年9月	株式会社石川システム 会計経理システムの営業 (正社員) ※平成12年4月～20年9月は本社営業部営業第一課長	事業縮小のため推奨退職

学習歴・訓練歴

年月	教育・訓練機関名、学科(コース)名等
昭和46年3月	石川県立中央高等学校普通科 卒業
昭和46年4月	石川中央大学経済学部経済学科 入学
昭和50年3月	石川中央大学経済学部経済学科 卒業

様式1(総括表2)

ふりがな 氏名	すいしん いちろう 推進 一郎 印	昭和・平成 27 年 7 月 30 日生	男・女 男
------------	----------------------	----------------------	----------

資格・免許			社会体験活動歴(ボランティア、サークル活動など)	
取得年	名称	実施機関名	時期	活動内容
昭和49年	普通自動車第一種運転免許	石川県公安委員会	平成10年～現在	近隣の小学校における土日教室の講師
昭和51年	日本商工会議所 簿記検定3級	日本商工会議所		
昭和52年	日本商工会議所 簿記検定2級	日本商工会議所		
平成9年	TOEIC 750点	財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会		

パソコン活用	(オペレーションシステム) ウィンドウズ (ワープロ) ワード (表計算) エクセル (その他) パワーポイント等
--------	--

志望動機 (応募先決定時に記載)	趣味・特技・得意分野など(自己アピール)
<p>御社は、数多くの先駆的で優れた商品を開発・販売している会社であり、石川システム在籍(本社営業部営業第一課長)時に取引をさせていただいた関係で、以前から関心を持っておりました。</p> <p>御社では、昨年度より△△分野に参入されておりますが、前職では同分野でも多くの新規開拓を手がけており、そのノウハウ、経験を活かし、御社の業績の拡大や顧客満足度の向上に必ず役立てることができると考えています。</p>	<p>平成10年から続けている近隣小学校における土日教室では、趣味でもある囲碁・将棋を子供たちに教えており、分かりやすく物事を教える能力を培っています。</p>

ピンク色で塗られた部分は、事業主、離職予定者どちらが記入しても良い部分です。が離職予定者にたずねて記載するほか、離職予定者本人に記載してもらうことも可能です。(以下同様)

労働条件等についての希望	正社員希望。	通勤時間 約 1 時間 分	配偶者 有・無 有・無	配偶者の扶養義務 有・無 有・無	扶養家族数 (配偶者を除く) 1 人
--------------	--------	---------------------	-------------------	------------------------	--------------------------

様式2-1(職歴順に記載)

ジョブ・カード〔職務経歴〕

ふりがな 氏名	すいしん いちろう 推 進 一 郎	昭和・平成 27 年 7 月 30 日生	男・女 男
------------	----------------------	----------------------	----------

職務経歴

年月 ～年月	会社名・所属・ 職名(雇用形態)	職務の内容	キャリア・コンサルタント記入欄 ／企業による確認	職歴 の証明
① 昭和50年4月 ～53年3月(3 年間)	株式会社石川商 事・経理部・係員 (正社員)	経理の事務職として、決算書の作 成に携わるとともに、リース契約 等の締結事務を行いました。	左記を基にキャリアコンサルティングを実施。 平成20年9が津27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブ・カード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子	雇用保険 データ

職務の中で学んだこと、
得られた知識・技能

決算書の作成等を通して、企業会計の仕組みを理解したことが、その後の営業や経営戦略を担
う上で大変有効でした。

② 昭和53年4月 ～平成20年9 月(30年6ヶ 月)	株式会社石川シス テム・営業部・係 員～課長(正社 員)	営業部の営業職として、幅広い業 界に対して会計経理システムの営 業を行いました。	左記の職務経歴を証明します。 平成20年9月25日 事業所名 株式会社石川システム 代表者 代表取締役社長 石川 太郎 所在地 石川県金沢市○○-○-○ 電話 076-XXX-XXXX	会社印
--	---------------------------------------	--	---	-----

職務の中で学んだこと、
得られた知識・技能

長期間にわたって営業の仕事に携わる中で、様々な業態・規模の企業等に対し、そのニーズに即したサービス
を提供してきました。また、営業のみならずマーケティングや部下のマネジメント経験も積んでおり、個別の
商談だけでなく、営業戦略をたて、その目標を達成するためにチームを統率していくためのノウハウも培うこ
とができました。

--	--	--	--	--

職務の中で学んだこと、
得られた知識・技能

--	--	--	--	--

職務の中で学んだこと、得
られた知識・技能

--	--	--	--	--

職務の中で学んだこと、
得られた知識・技能

※採否に当たって特に重視する職務経歴等については企業におかれてもご確認をお願いします。

様式2-2(職務別に記載する)

ジョブ・カード〔職務経歴〕

ふりがな 氏名	すいしん いちろう 推 進 一 郎	昭和・平成 27 年 7 月 30 日生	男・女 男
------------	----------------------	----------------------	----------

職務経歴②

会社名・事業概要	職位または雇用形態 在籍期間	キャリア・コンサルタント記入欄 ／企業による確認	職 歴 の 証 明
(会社名) 株式会社石川システム (事業内容) 会計経理システムの販 売 (資本金) 1億円 (従業員数) 70人 (事業所数) 金沢、富山、福井の3箇所	(職位) 主任 (昭和60年4月～平成2年3月) 課長代理 (平成2年4月～平成12年3月) 課長 (平成12年4月～平成20年9月) (在籍期間) 昭和53年4月～平成20年9月	左記の職務経歴を証明します。 平成20年9月25日 事業所名 株式会社石川システム 代表者 代表取締役社長 石川 太郎 所在地 石川県金沢市〇〇-〇-〇 電話 076-XXX-XXXX	会社印
職務	内容	実績・アピールポイント(本人記入欄)	
営業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業(ベンチャー企業等)を対象とする新規開拓、ビジネスサポート ・北陸地区大手企業(売上10億円以上)を対象に新規開拓営業 ・北陸地区パートナー営業のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開拓営業では、社長賞を過去2回受賞しています。 ・業態、企業規模を問わず、顧客ニーズを踏まえた営業ができます。 	
マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会への出展による新製品の拡販 ・専門誌への記事広告の執筆、掲載のアレンジ ・アンケート調査による営業戦略の確立 	アンケート調査等を通じ、顧客からのフィードバックを収集・分析し、現在の主力商品の開発に貢献しました。	
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・部下15人のマネジメント ・パートナー企業の売上管理 	部下のマネジメントでは、仕事の割り当て、裁量の与え方等、部下のやる気を引き出せるよう心がけ、チームとしての営業成績だけでなく、部下のキャリア形成にも意を砕きました。	

※採否に当たって特に重視する職務経歴等については企業におかれてもご確認をお願いします。

様式3

ジョブ・カード〔学習歴・訓練歴〕

ふりがな 氏名	すいしん いちろう 推 進 一 郎	昭和・平成 27 年 7 月 30 日生	男・女 男
------------	----------------------	----------------------	----------

学習歴・訓練歴

年月 ～年月(期間)	学校、実習企業、 教育訓練機関名	学部、学科、 コース名	専攻、 教育訓練の内容	キャリア・コンサルタント記入欄	確認 手法
昭和43年4月 ～46年3月	石川県立中央高 等学校普通科	普通科		左記学歴を右証明書により確認。 平成20年9月27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブカード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子	卒業証書
昭和46年4月 ～50年3月	石川中央大学	経済学部経 済学科	マクロ経済学	左記学歴を右証明書により確認。 平成20年9月27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブカード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子	卒業証書

※採否に当たって特に重視する学習歴等については企業におかれてもご確認をお願いします。

様式4

ジョブ・カード〔免許・取得資格〕

ふりがな 氏名	すいしん いちろう 推 進 一 郎	昭和・平成	27	年	7	月	30	日生	男・女
------------	----------------------	-------	----	---	---	---	----	----	-----

免許・取得資格

取得年月	資格名称	実施機関	内容等	キャリア・コンサルタント記入欄
昭和49年6月	普通自動車第一種運転免許	石川県公安委員会		免許証により左記を確認。 平成20年9月27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブカード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子
昭和51年6月	日本商工会議所簿記検定3級	日本商工会議所	経理関連書類の読み取りができ、取引先企業の経営状況を数字から理解できます。	合格証書により左記を確認。 平成20年9月27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブカード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子
昭和52年6月	日本商工会議所簿記検定2級	日本商工会議所	簿記検定3級の上位資格であり、財務諸表を読むことができ、企業の経営状況を把握することができる。	合格証書により左記を確認。 平成20年9月27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブカード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子
平成9年9月	TOEIC 750点	財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	海外の商社と英語による商談をすることができ、定期的な取引ならば、通訳なしにまとめることができます。	公定認定証により左記を確認。 平成20年9月27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブカード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子

※採否に当たって特に重視する資格等については企業におかれてもご確認をお願いします。

様式5

ジョブ・カード〔キャリアシート〕

ふりがな 氏名	すいしん いちろう 推 進 一 郎	昭和・平成 27 年 7 月 30 日生	男・女 男
------------	----------------------	----------------------	----------

就業に関する目標・希望

(職務経歴、教育訓練経歴、取得資格等からみた強み、これまでの求職活動や能力評価等を踏まえた今後の課題、能力開発の目標について記述)

本社の営業部営業第一課長をつとめた株式会社石川システムでは、長期間にわたって様々な業態・規模の企業等に対する会計経理システムの営業に携わり、社長賞2回の受賞を含め、多くの成果を上げてきました。また、営業のみならずマーケティングや部下のマネジメントの経験も積んでおり、個別の商談だけでなく、営業戦略を立て、その目標を達成するためにチームを統率していくためのノウハウ、各方面との調整能力も備えています。

さらに、技術革新の速度の速い業界に身を置いてきた関係で、商品知識の更新など、環境変化に即応できる対応力も身につけています。

また、海外にも関連会社があった関係上、仕事でも英語を用いることもあり、英語力については自信があります (TOEIC750点を取得)。

(希望する職業・職務)	(希望理由等)
営業	商談のノウハウや新規顧客開拓の手法、チームとしての営業戦略の立て方など、これまで培った知識・経験を活かせる仕事に就きたいと考えているので、引き続き営業職を希望します。

事業主が行う再就職援助措置

(再就職準備セミナーの開催情報提供・受講斡旋、受講に対する休暇付与、受講費用の負担等、事業主が行う再就職支援措置を記述)

<p>○キャリアの棚卸し、職務経歴書の書き方及び面接の受け方を中心とした再就職準備講習会の開催(平成20年7月14日～18日までの5日間)</p> <p>○求職活動に対する休暇付与(20日間、休暇には有給休暇と同等の賃金を支給)</p> <p>○関連企業の求人情報や業界内の市場動向に関する情報の提供(平成20年3月1日～9月30日)</p>	<p>(作成日)平成20年9月25日 (事業所名)株式会社石川システム (代表者)代表取締役社長 石川 太郎 (所在地)石川県石川県金沢市鞍月2-20 (電話番号) 076-XXX-XXXX (雇用保険適用事業所番号)XXXX-XXXXXXX-X (再就職援助担当者) 人事課長 金沢花子 (再就職予定日)平成20年9月30日 (被保険者番号)</p>
---	--

キャリア・コンサルティング実施記録

<p>上記を基にキャリアコンサルティングを実施。 平成20年9月27日 所属 ○○公共職業安定所 電話 076-XXX-XXXX ジョブカード講習終了番号 07-13-125 氏名 相談 花子</p>	<p>(キャリア形成上の課題、支援のポイント)</p> <p>職務経験を踏まえた自分の強みについて理解がなされている。今後も再就職先での職務の遂行を通して職務キャリアを積み重ねていけると考える。</p>
	<p>(キャリア意識の形成プロセス)</p>
	<p>(その他特記事項)</p>

※キャリア・コンサルティングを受ける時には過去のキャリアシートもすべてお持ちください。

8 高齢者の再就職を支援するために…

高齢者等の再就職を支援したいと考えていても、いざとなると『支援のための資金がない』、『どういった支援をすれば良いかわからない』などといった様々な問題が発生します。それらの問題を解決するために、国や県の労働局、公共職業安定所では様々な施策を実施しています。ここでは具体的にどういった支援策や支援機関があるのかをご紹介します。

助成金を活用しよう！！

高齢者の再就職支援に対しては、次のような助成制度が設けられています。

◆求職活動等支援給付金

ア. 休暇付与に対する助成

- 対象者：** ①再就職援助計画（※1）を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」とする）
②求職活動支援書を作成する前に求職活動支援基本計画書（※2）を作成し、石川労働局長又は公共職業安定所長に提出した事業主（以下「提出事業主」とする）

上記①、②のいずれかに該当する事業主で、再就職援助計画又は求職活動支援書の対象者に対して求職活動等のための休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く）を与え、与えた休暇に対して通常支払われる賃金額以上の額を支払う事業主

（※1）雇用対策法にもとづき、事業主が一つの事業所において相当数の労働者の離職を余儀なくされる事業の縮小等を行うおとする場合に、労働者の再就職を援助する目的で作成しなければならない書面。

（※2）求職活動支援書等の対象者に共通して講じようとする再就職援助の措置の内容や対象者数、付与する休暇の日数等を記載した書面。

支給額： 求職活動等の休暇1日当たり4,000円
（申請に係る休暇付与人数×30日分が限度）

イ. 職場体験講習の受講に対する助成

対象者： アの①、②のいずれかに該当する事業主で、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者に対し、その再就職先となり得る事業所において職場体験講習を受講させ、当該講習の日について、通常支払われる賃金額以上の額を支払う事業主

支給額： 職場体験講習1日当たり4,000円
（申請に係る講習受講人数×30日分が限度）

※職場体験講習を実施する事業主を開拓した場合、職場体験講習受講者一人当たり2万円（職場体験講習を実施する事業主が、新規・成長分野に係る事業を行うもの場合は4万円）を加算

ウ. 職場体験講習受講者の雇い入れに対する助成

対象者： 職場体験講習で受け入れた再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者を対象者の離職日の翌日から1ヶ月以内に雇い入れる事業主

支給額： 雇い入れた職場体験講習の対象者1人当たり5万円



◆再就職支援給付金

対象者： 民間の職業紹介業者に再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者の再就職支援を委託し、その費用を負担し、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者の再就職を、離職日から2ヶ月以内（45歳以上の者については5ヶ月以内）に実現させた認定事業主又は提出事業主。

支給額： 再就職に係る支援の委託に要する費用の1/4（限度額1人当たり20万円）（中小企業事業主は1/3（限度額1人当たり30万円））。ただし、同一の再就職援助計画若しくは求職活動支援基本計画書につき300人を限度とする。
再就職支援会社との契約上、当該会社が対象被保険者について新規・成長分野に係る事業を行う事業所への再就職の実現に努める旨が明記され、かつ当該事業所への再就職が実現した場合は10万円を加算。

◆離職者住居支援給付金

対象者： 住居支援のための再就職援助計画に基づき、離職後においても継続して離職時住居を提供する又は当該住居に係る費用（光熱水費を除く）を賃借人に対し直接負担する事業主で、支給対象期間の終了予定日（離職後6ヶ月が経過した場合又は住居支援対象者への住居提供を中止した場合）の2週間前までに、当該事実を告知する事業主。

支給額： 5万円（石川県内の場合）



公共支援機関を活用しよう！！

高齢者等の再就職及び、それに取り組む事業主を支援する機関としては次のようなものがあります。

◆石川労働局

高齢者等の再就職援助に関する事業主の相談受付、各種情報の提供、各種助成金の取り扱い等を実施しています。また、県内のハローワークも管轄しています。

所在地：〒920-0024 金沢市西念3-4-1 駅西合同庁舎5階・6階

TEL：076-265-4428（職業安定部職業対策課）

URL：<http://www.roudou.go.jp/>

◆ハローワーク（公共職業安定所）

県内各所に位置し、求人情報・求職情報の公開、各種職業訓練の実施、本書に掲載した助成金をはじめとする各種助成金の取り扱い、雇用に関する情報の提供、事業主・労働者の相談受付など、労働や雇用に関する幅広い業務を実施しています。

お問合せは最寄りのハローワークへ。

（※最寄りのハローワークについては、上記、石川労働局のホームページより検索可能です。）

★ハローワークインターネットサービス

全国のハローワークに登録されている求人情報等のオンライン検索や求職者及び事業主に対する各種情報の提供を行っています。

URL：<http://www.hellowork.go.jp/>

◆（財）産業雇用安定センター

独自のシステムによる出向・移籍・転職の斡旋、全国ネットでの人材移動に関する様々な情報・サービスの提供、各種セミナーの実施、人材情報の公開等を行っています。

所在地：〒920-0918 金沢市尾山町3-10 金沢南町ビル4階

TEL：076-261-6047

URL：<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

◆（社）石川県雇用支援協会

高齢者雇用アドバイザーによる高齢者の雇用に関する諸問題を解決するための相談・援助等をはじめ、研修会や啓蒙活動の実施、高齢者雇用関係助成金の支給、高齢労働者個人を対象としたセミナー等を実施しています。

所在地：〒920-8203 金沢市鞍月5-181 AUBE5F

TEL：076-239-0825

URL：<http://www.ishikawa-koyou.or.jp/>

◆（社）石川県シルバー人材センター連合会

石川県のシルバー人材センターを統括し、シルバー人材会員の募集、会員への仕事の提供、企業等へのシルバー人材の派遣、高齢者等に対する無料での講習会、技能講習、職業紹介などを行っています。

所在地：〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

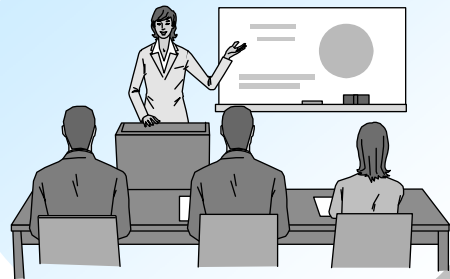
TEL：076-222-4680

お問合せは最寄りのシルバー人材センターへ。

(※最寄りのシルバー人材センターの情報は下記URLにて検索することができます。)

URL：<http://www.sjc.ne.jp/ishikawa/>

セミナーの開催



個別相談



講習



石川県中小企業団体中央会では
地域の高齢者雇用を応援します！！

石川県中小企業団体中央会

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館5階

TEL : 076-267-7711

FAX : 076-267-7720

URL : <http://www.icnet.or.jp>

